

平成十三年七月六日受領
答弁第七二二号

内閣衆質一五一第七二号

平成十三年七月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員原陽子君提出道路特定財源の見直しなどに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員原陽子君提出道路特定財源の見直しなどに関する質問に対する答弁書

一について

第五十一回国会における所信表明演説でも述べたとおり、我が国が巨額の財政赤字を抱えている状況にかんがみ、財政の構造改革を実施すべく、あらゆる歳出について「聖域なき見直し」を行うことが内閣の基本方針である。このため、いわゆる道路特定財源についても見直すこととしており、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」について（平成十三年六月二十六日閣議決定）においても、「道路等の「特定財源」について、税収を、対応する特定の公共サービスに要する費用の財源に充てること、一定の合理性を持ちうるとしても、他方、そのような税収の用途を特定することは、資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化を招く傾向があることから、そのあり方を見直す。」としたところである。

なお、その見直しの具体的な内容については、これらの基本方針を踏まえ、今後、予断をはさまず、真剣に検討してまいりたい。

二の（１）及び（２）について

昭和二十年八月十五日から現在までに公布された法律でその題名に「緊急措置法」、「臨時措置法」又は「特別措置法」という文言が用いられているものの数は、整理の仕方にもよるが、二百九十六件と把握しており、そのうち廃止又は失効した法律の件名等は、別表第一のとおりである。

二の(3)について

二の(1)及び(2)について述べた二百九十六件の法律のうち、過去にその期限の延長が行われ現在も効力を有するものの件名、直近の延長理由等は、別表第二のとおりである。

二の(4)について

御指摘のとおり、「緊急措置法」、「臨時措置法」又は「特別措置法」という文言が題名に用いられている法律の中には、長期間にわたり一定の措置が継続されているものもあるが、これらは、いずれも、所期の目的がなお達成されていないこと、状況の変化によっても当該法律になお存在意義があること等を理由としたものであり、適正なものと考えている。

なお、これらの法律については、その存続の要否や題名の在り方につき、今後とも、必要に応じて検討してまいりたい。

三の(1)について

お尋ねの「道路特別会計を財源として実施できる事業」の意味が必ずしも明らかではないが、揮発油税の収入額の全額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額の合算額が財源として充てられる道路整備費とは、次に掲げる道路の新設、改築、維持及び修繕（以下「一般国道の新設等」という。）に関する計画（道路整備五箇年計画）の実施に要する国が支弁する経費をいう（道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）第二条第一項及び第三条第一項並びに道路整備緊急措置法施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条）。

1 一般国道

2 高速自動車国道

3 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十六条の規定により国土交通大臣が指定する主要な都道府県道又は市道

4 3に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道又は市町村道

三の(2)について

a) については、道路管理者が行うモノレール又は新交通システムの支柱、桁^{けた}、床版、停留場及び交通安全施設等の整備は、一般国道の新設等に該当する。

b) については、道路管理者が道路上に又は道路に接して設ける自動車駐車場及び道路管理者が道路に接して設ける自転車駐車場の整備は、一般国道の新設等に該当する。

c) については、お尋ねの「道路の緑化」が具体的に何を指すのかが必ずしも明らかではないが、例えば、植樹帯の設置及び歩道等の道路上の並木等の植栽は、一般国道の新設等に該当する。

d) については、一般国道の新設等に該当しない。なお、高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける低公害車の燃料充填^{てん}施設については、道路の占用の許可対象とされている。

e) については、お尋ねの「交通安全対策事業」が具体的に何を指すのかが必ずしも明らかではないが、例えば、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項に規定する交通安全施設等整備事業で道路管理者が行うものは、一般国道の新設等に該当する。

f) については、一般国道の新設等に該当する。

g) については、お尋ねの「光ファイバーの収容空間の整備」が具体的に何を指すのかが必ずしも明らかではないが、例えば、共同溝、電線共同溝及び情報ボックスの整備は、一般国道の新設等に該当する。

四について

御指摘の「暫定税率」が具体的に何を指すのかが必ずしも明らかではないが、抜本的な税制改革を提案したいいわゆるシャウプ勧告が発表された昭和二十四年の翌年から現在に至るまでの間に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十九条（揮発油税及び地方道路税の税率の特例）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三十二条（自動車取得税の非課税等）等の例のように、各税法の課税対象の全部又は大半について別の法律又は附則（経過措置を除く。）で一定の期間等に限って本則に規定された税率と異なる税率を定める措置が講じられた税目等で把握しているものは、別表第三のとおりである。これらの措置については、これまでも必要に応じて見直しを行ってきたところであり、今後とも、引き続きその在り方について検討していく必要があると考えている。

五の（一）について

平成十年五月二十九日に閣議決定された道路整備五箇年計画（以下「現行の道路整備五箇年計画」とい

う。)について、計画どおりに道路の整備が行われた場合に想定される効果を推計する手段として作成された計量経済モデル(以下「現行モデル」という。)の名称は、FORMATION (Forecasting Model for Nationwide Effect of Road Improvement Investment)である。

現行モデルにおいては、現行の道路整備五箇年計画に基づき道路整備の効果を多角的かつ総合的に分析するため、道路の供用延長、道路投資額等を所与のものとして、整備された道路の供用がもたらす生産力拡大効果及び道路投資そのものがもたらす需要創出効果による国内総生産(以下「GDP」という。)の増大等を推計している。

ここで、生産力拡大効果とは、整備された道路の供用によって各地点間の交通近接性が向上することによりもたらされる効果をいい、現行モデルにおいては次の三要素を考慮している。

- 1 道路輸送費用の低下等により以前と同量の労働と資本を使用して付加価値をより増大させることができるという企業の潜在生産力の向上
- 2 交通立地条件の向上による民間設備投資の増加
- 3 移動費用の低減、移動可能圏域の拡大による余暇関連消費の増加

また、需要創出効果とは、例えば、道路投資により建設資材等の需要が増加し、これにより企業の所得が増加して新たな設備投資が誘発されるとともに、雇用者の所得が増加して個人消費が誘発され、これらの誘発された設備投資や個人消費が他者の所得を増加させ、更に設備投資や個人消費を誘発させていくといった、当初の道路投資による経済全般への波及効果（いわゆる乗数効果）をいう。

なお、現行モデルによる二百兆円の経済効果は、国民総生産（以下「GNP」という。）ではなくGD Pの増加額を推計したものである。

五の（2）について

現行モデルは、専門家の指導及び助言を受けながら建設省道路局が開発したものである。

五の（3）について

現行モデルの基本的な考え方については、国土交通省のホームページにおいて公開するとともに、我が国の道路行政の制度等についての解説書である「道路行政」（国土交通省道路局監修）にも掲載しているところであり、今後とも、道路整備の効果とその推計方法について、国民に対する説明責任を果たしてまいりたい。

六について

お尋ねの「モデルに組み込まれた」ということが具体的にどのようなことを指すのかが必ずしも明らかではないが、昭和二十九年五月二十日に閣議決定された道路整備五箇年計画（第一次道路整備五箇年計画）から昭和五十三年五月十九日に閣議決定された道路整備五箇年計画（第八次道路整備五箇年計画）までの各計画については、計画どおりに道路の整備が行われた場合に想定される効果を推計する手段としての計量経済モデルをいずれも作成していない。

昭和五十八年五月二十七日に閣議決定された道路整備五箇年計画（以下「第九次道路整備五箇年計画」という。）、昭和六十三年五月二十七日に閣議決定された道路整備五箇年計画（以下「第十次道路整備五箇年計画」という。）及び平成五年五月二十八日に閣議決定された道路整備五箇年計画（以下「第十一次道路整備五箇年計画」という。）については、それぞれ計量経済モデルを作成したが、いずれの計量経済モデルも自動車交通量を変数として取り扱っていない。

現行モデルでは自動車交通量を変数として取り扱われており、現行の道路整備五箇年計画について、計画どおりに道路の整備が行われた場合の自動車交通量は、別表第四のとおりである。また、現行の道路整

備五箇年計画の計画初年度である平成十年度及び平成十一年度の自動車交通量の実績値は、「陸運統計要覧（平成十二年版）」（国土交通省総合政策局情報管理部編集）によれば、それぞれ七千四百六十一億台キロメートル及び七千六百五十一億台キロメートルである。

第九次道路整備五箇年計画から現行の道路整備五箇年計画までの各計画について、計画どおりに道路の整備が行われた場合の計量経済モデルによるGNP又はGDPの成長率及び第九次道路整備五箇年計画の計画初年度である昭和五十八年度から平成十一年度までのGNP又はGDPの成長率の実績値は、別表第五のとおりである。

七について

道路は、その供用によって渋滞の解消、物流の円滑化、交通安全の確保、環境負荷の低減等の多様な効果がもたらされるものであり、道路の整備に当たっては、これらの効果に対応した指標によりその必要性を総合的に評価しているところである。

例えば、現行の道路整備五箇年計画においても、高規格幹線道路の整備の必要性については、高規格幹線道路から一時間以内に到達できる地域の面積割合、人口当たりの供用延長、自動車保有台数当たりの供

用延長、国際空港や重要港湾等へのアクセス率等の指標を用いて総合的に評価しているところである。したがって、御指摘のように特定の指標のみで道路の整備が遅れていると評価しているのではない。

八について

道路、鉄道、空港等の施設の整備は、受益者も相応の負担を行うことが必要であると考えられ、このため、個々の施設において提供されるサービスの内容等に応じて、受益者負担の仕組みが構築されているところである。例えば、鉄道や空港については、その利用者が直接の受益者でありサービスを提供することから、その受益者を個別に把握できることから、そのサービスの提供に要する費用は、主に利用者本人からの料金、利用料等によって賄われているところである。一方、道路については、原則として無料で公開することとされており、個別にその受益者を把握して料金、利用料等により負担を求めることは困難であるものの、自動車の取得や揮発油の消費等に係る税負担と提供されるサービスからの受益との間に密接な対応関係が認められることから、そのサービスの提供に要する費用は、主にこれらの税の収入によって賄われているところである。

このように、提供されるサービスの内容等に応じて受益者負担の仕組みは異なることから、利用者負担

と一般財源負担の割合の差異をもって公共投資が道路整備に偏っているとの御指摘は当たらないと考えている。

九について

道路整備五箇年計画に基づく整備目標が達成されなかった場合には、政府として、その原因の調査等を行うとともに、今後の道路整備の在り方について検討し、その結果を踏まえて着実な道路の整備を行う責務を有する。

また、道路整備五箇年計画の策定に当たっては、社会経済状況の変化等を考慮して自動車交通量等を推計し、これらの推計を踏まえて道路整備の目標を設定しており、その設定は適正に行われていると考えている。

国土交通省においては、道路の整備に当たって、道路整備五箇年計画に基づく整備目標等を踏まえつつ、効果的・効率的に事業を実施しており、今後とも、道路整備の目標達成に努めてまいりたい。

十について

道路整備五箇年計画については、政府として、計画策定後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつ

つ、弾力的に計画の実施を図るとともに、必要に応じてその見直しを検討する責務を有する。

別表第一

件名	廃止・失効の別	廃止・失効年月日
生活環境施設整備緊急措置法（昭和三十八年法律第百八十三号）	廃止	昭和四十三年五月二十一日
通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法（昭和四十二年法律第百七号）	廃止	昭和四十四年四月一日
清掃施設整備緊急措置法（昭和四十三年法律第五十八号）	廃止	昭和四十七年六月二十三日
過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）	失効	昭和五十五年四月一日
造林臨時措置法（昭和二十五年法律第百五十号）	廃止	平成六年十一月十一日
ニッケル製錬事業助成臨時措置法（昭和二十六年法律第二百六号）	廃止	昭和三十年六月十五日
特定中小企業の安定に関する臨時措置法（昭和二十七年法律第二百九十四号）	廃止	昭和三十三年四月一日

道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭和二十八年法律第七十三号）	廃止	昭和三十三年四月一日
公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法（昭和三十年法律第四百七十七号）	廃止	昭和三十三年四月一日
繊維工業設備臨時措置法（昭和三十一年法律第三百十号）	廃止	昭和三十九年十月一日
電子工業振興臨時措置法（昭和三十二年法律第七十一号）	廃止	昭和四十六年四月一日
繭糸価格の安定に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第六十七号）	廃止	昭和四十一年三月三十一日
農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第四十七号）	廃止	昭和五十七年七月二十三日
塩業整備臨時措置法（昭和三十四年法律第八十一号）	廃止	昭和四十六年四月十六日
国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和	廃止	昭和四十四年四月一日

三十六年法律第八十七号)		
金属鉱業等安定臨時措置法 (昭和三十八年法律第一百六号)	廃止	昭和四十三年五月二日
海運業の再建整備に関する臨時措置法 (昭和三十八年法律第一百十八号)	廃止	平成十一年十二月二十二日
肥料価格安定臨時措置法 (昭和三十九年法律第三百十八号)	廃止	平成元年六月三十日
石炭鉱業再建整備臨時措置法 (昭和四十二年法律第四十九号)	廃止	平成四年三月三十一日
繊維産業構造改善臨時措置法 (昭和四十二年法律第八十二号)	廃止	平成十一年三月三十一日
日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法 (昭和四十三年法律第十二号)	廃止	昭和四十六年九月十二日

大学の運営に関する臨時措置法（昭和四十四年法律第七十号）	廃止	平成十三年一月六日
中小企業特惠対策臨時措置法（昭和四十六年法律第三十八号）	廃止	昭和五十一年十二月十五日
塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法（昭和四十六年法律第四十七号）	廃止	昭和六十年四月一日
沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（昭和四十八年法律第十一号）	廃止	昭和五十二年一月十七日
畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法（昭和四十八年法律第七十九号）	廃止	昭和五十四年四月一日
中小企業事業転換対策臨時措置法（昭和五十一年法律第八十四号）	廃止	昭和六十一年二月二十五日
特定不況業種離職者臨時措置法（昭和五十二年法律第九号）	廃止	昭和五十八年七月一日

十五号)	特定産業構造改善臨時措置法 (昭和五十三年法律第四十四号)	廃止	昭和六十三年六月三十日
	特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法 (昭和五十三年法律第六百六号)	廃止	昭和六十一年十二月五日
	特定不況地域離職者臨時措置法 (昭和五十三年法律第七号)	廃止	昭和五十八年七月一日
	国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法 (昭和五十七年法律第三十六号)	廃止	昭和六十一年九月十五日
	日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法 (昭和五十八年法律第五十号)	廃止	昭和六十一年十二月四日
十五号)	中小企業技術開発促進臨時措置法 (昭和六十年法律第五十五号)	廃止	平成七年四月十四日

<p>農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるため の日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措 置法（昭和六十一年法律第三十六号）</p>	<p>廃止</p>	<p>平成十一年十二月二十二日</p>
<p>産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二 十四号）</p>	<p>廃止</p>	<p>平成八年五月二十九日</p>
<p>特定船舶製造業経営安定臨時措置法（昭和六十二年法律 第二十五号）</p>	<p>廃止</p>	<p>平成四年三月三十日</p>
<p>国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法 （昭和六十二年法律第六十五号）</p>	<p>廃止</p>	<p>平成三年九月二十九日</p>
<p>異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促 進に関する臨時措置法（昭和六十三年法律第十七号）</p>	<p>廃止</p>	<p>平成七年四月十四日</p>
<p>特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五 十九号）</p>	<p>廃止</p>	<p>平成十二年三月二日</p>

地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法（平成元年法律第六十号）	廃止	平成十一年二月十六日
特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法（平成四年法律第四十四号）	廃止	平成九年六月十二日
特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法（平成五年法律第九十三号）	廃止	平成十一年七月二日
特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（平成七年法律第六十一号）	廃止	平成十一年十月一日
食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第八十二号）	失効	昭和二十六年四月一日
漁業権等臨時措置法（昭和二十三年法律第二百二十号）	失効	昭和二十五年三月十四日
特別鉱害復旧臨時措置法（昭和二十五年法律第七十六号）	失効	昭和三十三年四月一日

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）	失効	昭和四十六年四月一日
国有林野整備臨時措置法（昭和二十六年法律第二百四十七号）	失効	昭和三十年四月一日
急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第三十五号）	失効	昭和四十六年四月一日
てん菜生産振興臨時措置法（昭和二十八年法律第二号）	失効	昭和三十八年四月一日
海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）	失効	昭和四十六年四月一日
核原料物質開発促進臨時措置法（昭和三十一年法律第九十三号）	失効	昭和五十一年四月一日
機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律第五百五十四号）	失効	昭和四十六年四月一日

生糸製造設備臨時措置法（昭和三十二年法律第四百十号）	失効	昭和三十四年十一月一日
けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第四百十三号）	失効	昭和三十五年四月一日
プラント類輸出促進臨時措置法（昭和三十四年法律第五十八号）	失効	昭和四十六年四月一日
中小企業業種別振興臨時措置法（昭和三十五年法律第七十一号）	失効	昭和四十年四月一日
石炭鉱山保安臨時措置法（昭和三十六年法律第九十四号）	失効	昭和四十三年四月一日
繊維工業設備等臨時措置法（昭和三十九年法律第二百二号）	失効	昭和四十五年七月一日
中小企業信用保険臨時措置法（昭和四十年法律第五百十三号）	失効	昭和四十二年七月一日
果樹保険臨時措置法（昭和四十二年法律第九十三号）	失効	昭和四十八年四月一日

特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法（昭和四十六年法律第十七号）	失効	昭和五十三年四月一日
漁船積荷保険臨時措置法（昭和四十八年法律第五十六号）	失効	昭和五十八年十月一日
割増金付貯蓄に関する臨時措置法（昭和四十九年法律第四号）	失効	昭和五十一年四月一日
漁船船主責任保険臨時措置法（昭和五十一年法律第四十五号）	失効	昭和五十六年十月一日
円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法（昭和五十三年法律第二号）	失効	昭和五十五年四月一日
特定機械情報産業振興臨時措置法（昭和五十三年法律第八十四号）	失効	昭和六十年七月一日
産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第五十三号）	失効	昭和六十一年七月二日

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法（昭和六十一年法律第四号）	失効	平成五年二月二十五日
特定地域中小企業対策臨時措置法（昭和六十一年法律第九十七号）	失効	平成三年十二月五日
自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）	廃止	昭和二十七年十月二十一日
小型機船底びき網漁業整理特別措置法（昭和二十七年法律第七十七号）	廃止	昭和五十七年七月二十三日
十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法（昭和二十七年法律第三十四号）	廃止	昭和五十七年七月二十三日
道路整備特別措置法（昭和二十七年法律第六十九号）	廃止	昭和三十一年三月十四日
国立病院特別会計所屬の資産の譲渡等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第三百十一号）	廃止	昭和六十二年十月十七日
木材防腐特別措置法（昭和二十八年法律第一百十二号）	廃止	平成六年十一月十一日

<p>昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百十六号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百十七号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百十八号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百十九号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>

<p>昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百一十号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三十号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三十一号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三十二号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>

号)	有畜農家創設特別措置法 (昭和二十八年法律第二百六十号)	廃止	昭和三十六年十一月十日
昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に 対する特別措置法 (昭和二十八年法律第二百七十一号)	廃止	昭和五十七年七月二十三日	
特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する 特別措置法 (昭和二十九年法律第一号)	廃止	昭和五十七年七月二十三日	
北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に 関する特別措置法 (昭和二十九年法律第二百十八号)	廃止	昭和五十七年七月二十三日	
農業協同組合整備特別措置法 (昭和三十一年法律第四十 四号)	廃止	昭和五十七年七月二十三日	
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月 の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関	廃止	昭和五十七年七月二十三日	

<p>する特別措置法（昭和三十四年法律第百六十九号）</p>		<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあてるための資金の融通に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七十号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法（昭和三十四年法律第百八十一号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭和三十四年法律第百八十二号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法（昭和三十四年法律第百八十三号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>

<p>昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法（昭和三十四年法律第百八十四号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法（昭和三十四年法律第百八十五号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法（昭和三十四年法律第百八十六号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法（昭和三十四年法律第百八十七号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>

<p>の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭和三十四年法律第百八十八号）</p>		<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法（昭和三十四年法律第百八十九号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法（昭和三十四年法律第百九十号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法（昭和三十五年法律第百八号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>

<p>村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法（昭和三十五年法律第九号）</p>		<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭和三十五年法律第十号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百六号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百七号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>

<p>は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百二十号）</p>		
<p>昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百二十一号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十七年七月二十三日</p>
<p>沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法（昭和三十九年法律第四十二号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和四十七年十月一日</p>
<p>旧勲章年金受給者に関する特別措置法（昭和四十二年法律第一号）</p>	<p>廃止</p>	<p>平成十三年一月六日</p>
<p>沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和四十七年三月十五日</p>
<p>中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律第五十九号）</p>	<p>廃止</p>	<p>昭和五十一年六月一日</p>

昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法 (昭和四十二年法律第七十号)	廃止	昭和五十七年七月二十三日
公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和四十四年法律第九十号)	廃止	昭和四十九年九月一日
昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法(昭和五十年法律第九十一号)	廃止	平成十三年一月六日
国有林野事業改善特別措置法(昭和五十三年法律第八十八号)	廃止	平成十年十月十九日
日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(昭和五十五年法律第一百十一号)	廃止	昭和六十一年十二月四日
特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)	廃止	平成十三年六月三十日
農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法	廃止	平成十二年三月三十一日

<p>(平成七年法律第五号)</p> <p>昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百四十一号)</p>	失効	昭和三十年一月一日
<p>昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売却等に関する特別措置法(昭和三十四年法律第九十一号)</p>	失効	昭和三十六年一月一日
<p>同和对策事業特別措置法(昭和四十四年法律第六十号)</p>	失効	昭和五十七年四月一日
<p>琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)</p>	失効	平成九年四月一日
<p>松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)</p>	失効	平成九年四月一日

過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）	失効	平成二年四月一日
地域改善対策特別措置法（昭和五十七年法律第十六号）	失効	昭和六十二年四月一日
日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法（昭和六十一年法律第九十一号）	失効	平成二年四月一日
過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）	失効	平成十二年四月一日
阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法（平成七年法律第二十号）	失効	平成十二年三月一日

備考

一 肥料価格安定臨時措置法の題名については、昭和三十九年の公布時点では「肥料価格安定等臨時措置法」であったが、昭和五十九年の改正で廃止の際の題名に改められた。

二 繊維産業構造改善臨時措置法の題名については、昭和四十二年の公布時点では「特定繊維工業構造改

善臨時措置法」であったが、昭和四十九年の改正で「繊維工業構造改善臨時措置法」に改められ、平成六年の改正で廃止の際の題名に改められた。

三 特定産業構造改善臨時措置法の題名については、昭和五十三年の公布時点では「特定不況産業安定臨時措置法」であったが、昭和五十八年の改正で廃止の際の題名に改められた。

四 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法の題名については、昭和五十三年の公布時点では「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」であったが、昭和五十八年の改正で廃止の際の題名に改められた。

五 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法の題名については、昭和二十八年八月の公布時点では「昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法」であったが、同年十一月の改正で廃止の際の題名に改められた。

六 昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法の題名については、昭和三十六年の公布時点では「昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同

年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法」であったが、昭和三十七年の改正で廃止の際の題名に改められた。

七 沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法の題名については、昭和三十九年の公布時点では「沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法」であったが、昭和四十年の改正で廃止の際の題名に改められた。

八 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の題名については、昭和五十八年の公布時点では「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」であったが、昭和六十二年の改正で「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改められ、昭和六十三年の改正で廃止の際の題名に改められた。

九 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法の題名については、昭和二十八年八月の公布時点では「昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置

法」であつたが、同年十一月の改正で失効の際の題名に改められた。

十 松くい虫被害対策特別措置法の題名については、昭和五十二年の公布時点では「松くい虫防除特別措置法」であつたが、昭和五十七年の改正で失効の際の題名に改められた。

別表第二

件名		外航船舶建造融資利子補給 臨時措置法（昭和二十八年 法律第一号）
直近の延長に係る 法律の公布の日	平成九年三月三十一日	昭和六十二年三月三十一日
直近の延長理由	特殊土壌地帯には、今なお災害防除と農業振興の両面において対策を必要とする地域が数多く残されており、加えて、都市化の進展による災害の態様の変化や農業をめぐる情勢の変化により生じる新たな課題に対応する必要があるため。	国の厳しい財政状況等にかんがみ、利子補給金の支給繰延措置を定めるとともに、海運企業の負担の軽減を図るため、利子補給契約に係る融資契約により生ずる一定の利子のうち利子補給金額相当の支払を日本開発銀行が猶予できるこ

	保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）	と等の規定を整備する必要があるため。
	平成六年四月三十日	保安林整備計画の実施の状況及び最近における山地災害の発生状況等保安林に係る諸情勢の変化にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期間を延長して保安林の整備を図る必要があるため。
駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）	平成十年三月三十一日	駐留軍関係離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を延長する必要があるため。
炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）	平成四年三月三十一日	石炭鉱業をめぐる諸情勢等からみて総合的な石炭対策を講じていくことがなお必要とされる現状にかんがみ、今後十年間を最終段階として、

号)		<p>石炭鉱業の構造調整の円滑な推進を図るため、炭鉱労働者の雇用の安定のための措置等を講ずる必要があるため。</p>
<p>産炭地域振興臨時措置法 (昭和三十六年法律第二百十九号)</p>	<p>平成三年四月十七日</p>	<p>産炭地域における鉱工業等の振興を促進する等の必要性がなお存続している実情にかんがみ、最近の経済的社会的環境の変化を踏まえて所要の措置を講じつつ、産炭地域振興臨時措置法の有効期限等を十年延長する必要があるため。</p>
<p>奥地等産業開発道路整備臨時措置法 (昭和三十九年法律第百十五号)</p>	<p>平成十年三月三十一日</p>	<p>奥地等産業開発道路の整備状況からみて、奥地等産業開発道路整備計画を継続してなおその整備を促進する必要があるため。</p>
<p>水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法 (昭和五十二</p>	<p>平成十年三月三十一日</p>	<p>最近における国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化に伴う原材料の供給事情等</p>

<p>年法律第九十三号)</p>	<p>国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）</p>	<p>民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）</p>
	<p>平成十年三月三十一日</p>	<p>平成七年十一月十六日</p>
<p>の変化にかんがみ、引き続き農林漁業金融公庫等が水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けを行う必要があるため。</p>	<p>漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を延長する必要があるため。</p>	<p>内外の経済情勢の変化に対応して、我が国における経済活動の活力を維持し、我が国経済の自律的發展を円滑化するためには、引き続き新たな事業活動を行う上での基盤となる施設等の整備を民間事業者の能力の活用により促進するための措置等を講ずる必要があるため。</p>

<p>特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）</p>	<p>平成十一年六月三十日</p>	<p>輸入自由化等の結果、農産加工品等の輸入が増加しているという事情の著しい変化に対処して、金融及び税制上の支援措置を講ずることにより、特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進する必要があるため。</p>
<p>電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）</p>	<p>平成十三年六月八日</p>	<p>電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の一層の充実を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するためには、廃止期限の延長等の改正が必要であるため。</p>
<p>輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）</p>	<p>平成七年十一月十六日</p>	<p>内外の経済情勢の変化に対応して、我が国における経済活動の活力を維持し、我が国経済の自律的發展を円滑化するためには、輸入促進地域を通じた輸入品の流通の円滑化を一層図ってい</p>

<p>労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）</p>	<p>平成十三年三月三十一日</p>	<p>くことが必要であるため。 最近における労働時間の状況にかんがみ、事業主等による労働時間の短縮に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置等を引き続き講ずるため、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の廃止期限を延長する必要があるため。</p>
<p>奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）</p>	<p>平成十一年三月三十一日</p>	<p>奄美群島の特殊事情及び最近における同地域の社会経済情勢にかんがみ、引き続き同地域の振興開発を図るため、奄美群島振興開発計画の改定等の措置を講ずる必要があるため。</p>
<p>小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）</p>	<p>平成十一年三月三十一日</p>	<p>小笠原諸島の特殊事情及び最近における同地域の社会経済情勢にかんがみ、引き続き同地域の振興開発を図るため、新たな小笠原諸島振興開</p>

<p>沖縄振興開発特別措置法 (昭和四十六年法律第百三十一号)</p>	<p>平成四年三月三十一日</p>	<p>発計画の策定等の措置を講ずる必要があるため。最近における沖縄の社会経済情勢にかんがみ、引き続き沖縄の振興開発を図るため、沖縄振興開発特別措置法の有効期限の延長等の改正が必要であるため。</p>
---	-------------------	---

備考

- 一 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法の題名については、昭和三十四年の公布時点では「炭鉱離職者臨時措置法」であったが、平成四年三月の改正で現行の題名に改められた。
- 二 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の題名については、昭和五十二年の公布時点では「原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律」であったが、昭和六十三年の改正で「原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律」に改められ、平成十年の改正で現行の題名に改められた。

三 奄美群島振興開発特別措置法の題名については、昭和二十九年の公布時点では「奄美群島復興特別措置法」であったが、昭和三十九年三月の改正で「奄美群島振興特別措置法」に改められ、昭和四十九年三月の改正で現行の題名に改められた。

四 小笠原諸島振興開発特別措置法の題名については、昭和四十四年の公布時点では「小笠原諸島復興特別措置法」であったが、昭和五十四年の改正で「小笠原諸島振興特別措置法」に改められ、平成元年の改正で現行の題名に改められた。

別表第三

税目	所得税	法人税
措置が講じられた直近年度及び当該年度における税込決算額 (億円)	昭和六十三年 一七九、五三八	昭和四十九年 五八、一六一
措置が講じられた理由	所得税負担の状況に顧み、昭和六十三年分の所得税について、その負担の軽減等を行うため。	現下の経済財政事情にかんがみ、臨時措置として法人税負担の引上げを行うため。
適用期間等	昭和六十三年分	昭和四十五年五月一日以後に終了する事業年度から昭和四十九年四月三十日以前

		<p>に終了する事業年度 まで</p>
<p>昭和六十一年度 一三〇、九一一</p>	<p>現下の厳しい財政事情に顧み、臨時措置として法人税の税率の引上げを行うため。</p>	<p>昭和五十九年四月一日以後に終了する事業年度から昭和六十二年三月三十一日以前に終了する事業年度まで</p>
<p>平成十一年度 一〇七、九五二</p>	<p>近年における我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに現下の著しく停滞した経済活動の回復に資するよう、法人の所得課税の在り方について、今後の我が国経済の状況等を見極めつつ将来抜本の</p>	<p>平成十一年四月一日以後に開始する事業年度以降</p>

	地価税	<p>的な見直しを行うまでの間、早急に実施すべき負担軽減措置を講ずるため。</p>	
	平成九年度 一、六〇一	<p>地価税の負担の在り方の検討の前提となる地価等の諸事情が必ずしも中長期的に安定していないため。</p>	平成八年及び平成九年
たばこ消費税	昭和六十三年 一〇、〇九二	<p>補助金等の整理合理化に伴う地方財政対策の一環として、たばこ消費税の従量割の税率を臨時措置として引き上げるため。</p>	昭和六十一年五月一日から平成元年三月三十一日まで
たばこ税	平成十一年 九、〇五〇	<p>恒久的な減税の実施に伴い、地方財政の円滑な運営に十分配慮するとの観点から、当分の間の措置として、たばこ税の税率引下げと同額の道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率引上げを行うため。</p>	平成十一年五月一日から当分の間

石油税	昭和六十三年 三、〇六〇	昭和六十三年における税負担の安定を図りつつ、石油及び石油代替エネルギー対策財源を安定的に確保するため。	昭和六十三年八月一日から平成元年三月三十一日まで
有価証券取引税	平成十年 一、七二六	平成十一年末までに有価証券取引税の見直しを行うまでの臨時措置として税率の引下げを行うため。	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで
取引所税	平成十年 一九〇	平成十一年末までに取引所税の見直しを行うまでの臨時措置として税率の引下げを行うため。	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで
関税	平成十一年 八、六三七	その時々の貿易自由化等の経済情勢の変化に対応するため。	関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第二条に規定された期間

法人事業税	平成十一年度 三七、〇三七	近年における我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに現下の著しく停滞した経済活動の回復に資するよう、法人の所得課税の在り方について、今後の我が国経済の状況等を見極めつつ将来抜本的な見直しを行うまでの間、早急に実施すべき負担軽減措置を講ずるため。	平成十一年四月一日 以後に開始する事業 年度以降
道府県たばこ 消費税及び市 町村たばこ消 費税	昭和六十三年 九、九六六	補助金等の整理合理化に伴う地方財政対策の一環として、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の従量割の税率を臨時措置として引き上げるため。	昭和六十一年五月一日 日から平成元年三月 三十一日まで
道府県たばこ 税及び市町村	平成十一年度 一一、四三五	恒久的な減税の実施に伴い、地方財政の円滑な運営に十分配慮するとの観点から、当分の	平成十一年五月一日 から当分の間

たばこ税		<p>間の措置として、たばこ税の税率引下げと同額の道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率引上げを行うため。</p>	
------	--	---	--

別表第四

年 度	自動車交通量（億台キロメートル）
平成二十年度	八、〇一五
平成十九年度	七、九八二
平成十八年度	七、九四二
平成十七年度	七、九〇二
平成十六年度	七、八六三
平成十五年度	七、八二四
平成十四年度	七、七七七
平成十三年度	七、七三一
平成十二年度	七、六七七
平成十一年度	七、六一六
平成十年度	七、五二六

平成十一年度	平成十二年	平成十三年	平成十四年	平成十五年	平成十六年	平成十七年	平成十八年	平成十九年
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
二・二	二・五	二・七	二・二	—	—	—	—	—
一・七	一・四	一・六	一・五	〇・七	〇・八	〇・八	〇・九	一・〇
(実質GDP成長率 は一・四)	—	—	—	—	—	—	—	—

備考

一 数値は、平成十一年度の実質GDP成長率及び実質GDP成長率の実績値を除き、いずれも千九百六十八年の第十五回国際連合統計委員会において採択された「国民経済計算の体系」(68SNA)に基づ

く計算によるものである。

二 第九次道路整備五箇年計画から現行の道路整備五箇年計画までの各計画については、それぞれ計量経済モデルにより計画初年度から十年間の経済効果を推計しているが、その余の年度については推計を行っていない。

三 現行の道路整備五箇年計画については、各年度の実質GNP成長率を算定していないため、これらに代えて実質GDP成長率を記載した。また、これらとの比較の参考データとして、平成十年度及び平成十一年度の実績値については、実質GDP成長率の実績値を併記した。

四 昭和五十八年度から平成十年度までの実質GNP成長率及び同年度の実質GDP成長率の実績値については、「平成十二年版国民経済計算年報」（経済企画庁編）による。

五 平成十一年度の実質GNP成長率及び実質GDP成長率の実績値については、「平成十三年版国民経済計算年報」（内閣府経済社会総合研究所編）によるが、これらの数値は、千九百九十三年の第二十七回国際連合統計委員会において採択された「千九百九十三年国民経済計算体系」（93SNA）に基づく計算により得られた値であり、他の数値と算定方法が異なるため、単純に比較することはできない。